

条件付き一般競争入札における1者入札の場合の取り扱いについて

平成 29 年 9 月
亘理町企画財政課

条件付き一般競争入札において、入札参加者が1者のみの場合も、地方自治法上、有効とされているところですが、より競争性・透明性・公平性を高めるため、予定価格が5,000万円以上の工事案件については、入札参加者が1者のみの場合、当該入札を取り止めることとします。

記

- 1 亘理町が発注する予定価格が5,000万円以上の建設工事に伴う条件付き一般競争入札において、入札参加者が1者のみの場合は、当該入札を取り止めるものとする。
- 2 入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止めることを公告に明示する。
- 3 入札を取り止める時期
 - (1) 入札参加申請書の提出期限において、1者しか応募がなかった時点。
 - (2) 入札参加資格等の審査後、1者申し込みとなった時点。
 - (3) 入札会当日、入札開始を宣言した時点で、入札参加者が入札会場に1者しかいないことを確認した時点。(辞退により入札者が1者となった場合を含む)
- 4 入札参加者が1者の場合で入札が取り止めになった場合については、入札を取り止めることを公告するとともに、入札参加者に通知する。
- 5 入札を取り止めた案件を再公告する場合は、原則、工事内容及び入札参加条件等の見直しを行うものとする。
- 6 再公告して行う入札の公告文には、「入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める」旨の記載はしないものとする。(再公告案件については、1者入札を有効とする)
- 7 特例的な取り扱い
 - (1) 条件付き一般競争入札に付するもののうち、専門性が高く、かつ、緊急性や継続性が必要な案件で、過去の応札状況等から判断して複数の参加が見込めない案件については、事前に亘理町契約業者指名委員会において、1者のみの応募の場合でも入札を実施するか否かを決定する。
 - (2) 特例的な取り扱いを行う場合、再公告による入札の公告文と同様、「入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める」旨の記載はしないものとする。
- 8 施行期日
平成29年9月22日公告案件から適用する。